



土地改良事業計画概要書の公告について

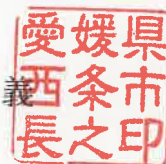
土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の2第2項の規定に基づき、小松川地区を受益地区とする新規土地改良事業を施行することを申請するため、次の事項を記載した書面とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地区内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地区内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により、令和8年10月19日までに西条市農業委員会に申し出られたい。

おって、この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に転用されたことに伴い、この事業につき交付を受けた補助金のうち当該転用農用地に係るものを返還する場合には、条例の定めるところにより当該転用農地につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する。

令和8年10月7日

西条市長 越智 三義



記

- ・ 市営土地改良事業（土地改良事業・小松川地区）計画概要書
- ・ 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

市営土地改良事業(土地改良事業・小松川地区)計画概要書

第1章 目的

本地区の管水路(陶管)は、2級河川小松川をサイホン形式にて下越する農業用管水路である。管の布設から100年以上が経過しており、施設の老朽化が顕著である。平成26年度の管内カメラ調査からも破損やクラックなど不具合が確認された。

本管水路は、小松町新屋敷地区の営農地帯へ農業用水を供給する主要な用水路であることから、効率的で安全、安心な農業を継続できる環境を整えるため、早急に改築する必要がある。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

小松川地区

2 当該土地改良事業に係る地域の現況

(1) 自然環境

本地域は、西条市のほぼ中心部に位置し、二級河川中山川の左岸に広がる農業地帯で、北に瀬戸内海、南に石鎚山を望む自然豊かな地域である。

(2) 社会環境

本地域の主要な交通網は、国道11号、松山自動車道が東西に走っているほか、国道196号が南北に走り、それら国道に取り付く主要地方道壬生川新居浜野田線と県道149号がある。

(3) 生産環境

本地域は、ほ場整備の実施により農用地面積が回復傾向にあるが、ほ場整備未実施の区域や条件が悪い樹園地は、耕作者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加している。

第3章 基本計画

本事業は令和9年度及び令和10年度の2か年で行うものであり、管水路の修繕を行う。

第4章 工事及び管理の要領

1 工事概要 管更生 $\phi 600$ L=106m

2 維持管理 事業完了後は、引き続き西条市小松町土地改良区において管理を行う。

第5章 費用の概算

概算総事業費 58,000千円

第6章 効 用

安定した農業用水の供給が可能となり、効率的で安全、安心な農業を継続できる環境を整えられる。

第7章 他の事業との関係

なし

第8章 計画概要図

別紙のとおり

事業費の細目及び資金計画を記載した書面

事業費の細目

(単位:千円)

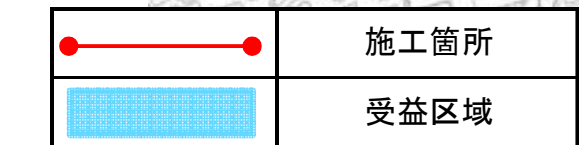
区 分	金 額	摘 要
本工事費	50,000	
測量試験費	7,000	
用地補償費	1,000	
工事雑費	0	
合 計	58,000	

資金計画

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
国庫補助金	31,900	
県費補助金	2,900	
市負担金	17,400	
その他	5,800	
合 計	58,000	

小松川地区



事業概要	
受益面積	21.1ha
主要工事	管更生
事業量	L=106m
事業費	58,000千円
関連事業	なし
事業主体	西条市

